

2019年度 下野市農業振興補助事業のお知らせ



下野市では農業振興対策の一環として、個人農業者・営農集団・集落営農組織等を対象に補助事業を行っております。

補助事業名	補助事業の内容	補助率・交付額	補助対象者	補助金申請等に関すること
かんぴょう産地支援事業	かんぴょう生産に必要な施設・機械の整備や苗・種の購入に要する経費の補助	◇施設・機械整備事業 購入費の1/2以内 上限50万円 ◇生産促進事業（苗・種購入） 購入費の1/3以内	かんぴょう 生産者	◇施設・機械整備 <u>申請書ほか関係書類を5月31日までに農政課へ提出</u> ◇苗・種購入 ・JAから購入…申請不要 ・JA以外から購入…農政課問い合わせ
下野市産かんぴょう消費拡大支援事業	下野市産かんぴょうを使用したメニューを提供する際のかんぴょう購入に要する経費の補助	下野市産かんぴょう購入費用の1/2以内 上限2万円	飲食店 食品加工販売 事業者等	農政課まで問い合わせ
いちご良質苗生産促進事業	良質ないちごの生産拡大を図るために必要な、いちご無病苗の購入に要する経費の補助	いちご無病苗購入費の1/10以内	いちご生産者	・JAから購入…申請不要 ・JA以外から購入…農政課問い合わせ
養蚕支援事業	良質な繭の生産拡大を図るために必要な蚕卵紙購入に要する経費の補助	蚕卵紙 3,000円以内/箱(25,000粒)	産地育成協議会	農政課まで問い合わせ
農業ICTシステム導入支援事業	農作業の効率化や農作物の高品質化等に必要 ICTシステムの導入に要する経費の補助	購入費の1/3以内 上限50万円	認定農業者又は認定新規就農者、営農集団等生産組織及び生産部会	<u>申請書ほか関係書類を5月31日までに農政課へ提出</u>

補助事業名	補助事業の内容	補助率・交付額	補助対象者	補助金申請等に関すること
園芸作物生産施設・資材整備事業	園芸作物の新規導入、規模拡大に必要な施設・資材の購入に要する経費の補助	◇施設整備 購入費の1/3以内 上限50万円 ◇資材整備 購入費の1/2以内 上限20万円	認定農業者又は営農集団等生産組織及び生産部会	申請書ほか関係書類を5月31日までに農政課へ提出
園芸農業機械導入支援事業	園芸作物の新規導入、規模拡大に必要な農業用機械の購入に要する経費の補助	購入費の1/3以内 上限50万円	認定農業者又は営農集団等生産組織及び生産部会	申請書ほか関係書類を5月31日までに農政課へ提出
新規就農者向け園芸作物生産施設・機械導入事業	園芸作物生産に必要な施設・機械の購入に要する経費の補助 (早期安定経営対策)	購入費の1/2以内 上限50万円	認定新規就農者	申請書ほか関係書類を5月31日までに農政課へ提出
広域防除推進事業	防除協議会等に参加し、水稻・麦の病害虫の広域防除を実施するために要する経費の補助	◇箱施用剤防除 購入費の1/10以内 ◇無人ヘリ防除 水稻:630円以内/10a 麦:600円以内/10a	防除協議会に参加している生産者	各JAまで問い合わせ
農業生産工程管理認証取得支援事業	新たに農業生産工程管理認証を取得するために要する経費の補助	認証取得費用の1/2以内 上限25万円	GAP認証取得者	農政課まで問い合わせ
ユニバーサル農業支援事業	障害者等の農作業における衛生、安全、作業性の確保のための施設等の整備に要する経費の補助	整備費の1/2以内 上限25万円	生産者又は営農集団等生産組織及び生産部会	農政課まで問い合わせ
有機JAS法取組支援事業	有機JAS法の認定を得た農産物の高付加価値化や消費拡大を図るために要する経費の補助	印刷費等の1/2以内	有機JAS認定者	農政課まで問い合わせ

補助事業名	補助事業の内容	補助率・交付額	補助対象者	補助金申請等に関すること
有機JAS法取得支援事業	新たに有機JAS法の認定を受けた生産者に対して、認定手数料及び圃場に投入する堆肥等に要する経費の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・認定手数料 上限 10 万円 ・堆肥投入 10,000 円以内/10 a 	有機JAS 認定者	農政課まで問い合わせ
リンクT・チャレンジ支援事業 (とちぎの特別栽培農産物)	生産者が減農薬・減化学肥料に取り組み「リンクT」(とちぎの特別栽培農産物)の認証を得た農産物の高付加価値並びに消費拡大を図るために要する経費の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)の使用が栃木県慣行比 5 割減 ⇒作付圃場 4,000 円以内/10a ・節減対象農薬の使用が栃木県慣行比 6 割減及び化学肥料(窒素成分)不使用 ⇒作付圃場 8,000 円以内/10a 	生産者又は営農集団等生産組織及び生産部会	農政課まで問い合わせ
低農薬栽培支援事業	生物農薬やフェロモン剤の利用による広域防除、農薬被ばく減少、減農薬に取り組む経費の補助	生物農薬・微生物農薬剤購入費の 1/2 以内	営農集団等生産組織及び生産部会	農政課まで問い合わせ
畑地帯環境整備支援事業	冬期の畑地帯の風じん対策と地力回復のため、畑に麦を作付けし、緑肥とする経費の補助	作付圃場 3,000 円以内/10a	風じん対策 (麦作付け→緑肥) 実施者	<u>申込書を8月30日までに各JAへ提出</u>
土壌診断推進事業	安全で良質な農産物を生産するための土壌診断を行う経費の補助	診断費用の 1/2 以内 上限 1 点 1,100 円 ※1 農家/1 点(箇所)	生産者又は営農集団等生産組織及び生産部会	<u>申込書を11月29日までに各JAへ提出</u>

補助事業名	補助事業の内容	補助率・交付額	補助対象者	補助金申請等に関すること
農業用廃ビニール等処理 対策事業	環境保全のため農業用廃ビニール等を処理する経費の補助	農業用廃ビニール等処理協議会が処理を行う経費の1/3以内	処理協議会に参加している生産者	各JAまで問い合わせ
狩猟免許試験手数料補助事業	有害鳥獣を駆除するため、狩猟免許を取得する際の試験手数料に要する経費の補助	狩猟免許試験手数料の1/3以内	狩猟免許試験の取得者	農政課まで問い合わせ
乳用牛基礎雌牛導入促進事業	雌牛の一括導入に要する経費の補助	輸送費 2,500円以内/頭	下野市畜産協議会に参加している畜産農家	補助対象者に送付される申請書を決められた期日までに農政課まで提出
家畜自衛防疫促進事業	各種伝染性疾病の未然防止のために要する経費の補助	各種予防接種 200円以内/頭		
家畜自衛公害防止対策事業	家畜排せつ物の消臭剤購入に要する経費の補助	消臭剤購入 牛 1,000円以内/頭 豚 300円以内/頭		
共進会支援事業	各種畜産共進会に出品するために要する経費の補助	搬入費 1,000円以内/頭		
畜産飼料供給支援事業	飼養頭羽数の増大を促すための飼料購入費に要する経費の補助	飼養頭羽数により8,000円～100,000円以内		

注) 予算額を超えた場合、補助率が低くなる場合がありますのでご了承願います。

☆ 各補助事業の申請書等は、下野市農政課または各JAに置いてあります。

☆ 各補助事業の詳細は下野市農政課又は各JAまでお問合せください。

☆ 国・県補助事業に関することについては、農政課までお問合せください。

下野市 産業振興部 農政課 農業振興グループ

TEL : 32-8906

FAX : 32-8611

JAうつのみや南河内営農経済センター

TEL : 48-2215

FAX : 48-1215

JAおやま北部営農支援センター

TEL : 40-0401

FAX : 40-0403